

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

一、 日時 平成二十六年二月十三日 午後一時二十分から

一、 場所 市民ふれあいセンター一階談話室

一、 委員定数 被保険者代表五名、保険医代表五名、公益代表五名

(出席委員) 林眞示、布施保、押尾悦子、伊東秀子、檜垣進、椎名栄次、鈴木琢雄、

江波戸寛、向後英夫、江波戸義治、及川每雄、島田省悟、岩井和徳

(欠席委員) 大木勉、石毛則男

(市側出席者) 市長(太田安規)、健康管理課長(平山新治)、税務課長(伊藤久夫)、

市民課長(椿隆夫)、同副主幹(塚本貢市)、同主査補(野平智久)

議事及び概要

諮問事項

平成二十六年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について

その他

開会(午後一時二十分)

事務局(副主幹)

ただいまから、平成二十五年度第二回の匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催いたします。次第に沿いまして議題に入ります前に感謝状の贈呈をさせていただきます。平成二十五年度千葉県国民健康保険等功労者表彰におきまして、本運営協議会委員三名の方が千葉県国保連合会理事長から感謝状が授与されております。受賞者は林眞示委員、布施保委員、押尾悦子委員の三名でございます。市長から各委員の席を回って感謝状を伝達させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

(感謝状の伝達)

事務局(副主幹)

それでは開会に当たりまして、最初に太田市長より挨拶申し上げます。

太田市長

本日は大変お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。平素は国保運営のみならず市政全般にわたりまして御理解御協力

を頂いておりますことに、厚く御礼申し上げます。

保険の制度の話から入らせていただきますが現行は市町村が保険者となっておりまして財政的に大変厳しい運営をしている状況であります。このような中で現在国の社会保障制度改革を国民会議の議論を経て近い将来保険者を都道府県にする制度の変更が検討されている中にありまして、その変更の時期を平成二十九年度を目標としているとの話を伺っています。近い将来、国保制度は大きな転換期を迎えるであろうと考えておりまして国或いは県の動向を注視していく必要があると考えております。

また本日は、平成二十六年度の匝瑳市国民健康保険特別会計予算案について御審議を頂く訳ですが、今年度の事業状況では年率三パーセントの被保険者の数が減少している中で、保険給付費は約六パーセントの増加となっておりますので、平成二十六年度も財政状況は非常に厳しいという見方をしております。このため一般会計からの特別繰入を継続しながら、なおかつ不足する分については、財政調整基金から補てんする予定です。

このような中、次年度の予算に対しまして委員の皆様のご意見を頂戴しながら国保運営に対する御理解御指導を頂きたいと考えておりますので本日はよろしくお願いいたします。

事務局（副主幹）

それでは、本日の議題に入らせて頂く前に、配布資料の確認をお願いいたします。

（配布資料の確認）

事務局（副主幹）

それでは次第の四、議事に移りますが、匝瑳市国民健康保険条例施行規則第六条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、向後会長、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、しかも寒い中お集まり頂き、誠にありがとうございます。それでは、規則によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、十三名で過半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ここで、議事録署名人の選出ですが、今回は被保険者代表の伊東秀子委員と公益代表の江波戸義治委員をお願いいたします。よろしくお

願います。

それでは、議事に入ります。諮問事項「平成二十六年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算案について」、事務局の説明を求めます。

事務局（市民課長）

それでは、平成二十六年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。

（内容説明）

事務局（副主幹）

当初予算の説明ですがその他の資料で本日配布させていただきました財政収支見通しが今年度の事業状況また来年度の予算に関連しますので私の方から説明させていただきます。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

（委員挙手）

委員

保険給付費についてお伺いしたい。予算書の案でみますと一億六千百万円ほど前年度に対して増額していますけど、二十五年は三十七億八千七百万円、二億四千三百万円ほど補正していますよね。補正後の対前年で八千万円ほど実質的には二十六年度予算が対前年で減額されていると思うのですが、最後に説明していただいた資料の中で、保険給付費の伸びが六パーセントほどある、そういう中で対前年比で給付費を減額計上しているのは何か理由があるのですか。

事務局（市民課長）

昨年度において剰余金を二億ほど補正をしました。その使い道については保険給付費としました。予算編成上、増額部分の補正を保険給付費もしくは諸支出金で補正していかなければならないという事情がございます。今年度の支払いにつきましても当初予算の中でぎりぎり払えるか、払えないかという状況ではございますが、保険給付費に二億円ほど補正計上しなければならぬ形でありまして、そのような乖離が生じてしまっているということです。

委員

推計するのは大変だと理解できるが、伸び率からすると減額計上するのはいかがなものか。

事務局（副主幹）

先ほどの決算ベースの資料ですが、一月までの実績を基に推計した見込額です。この二十五年度決算の見込額で保険給付費二五億九百万円、二五年度の当初予算で三五億四千四百万円計上しています。ですからこのままいくと二億四千万円補正をしなくても予算は足りたということになります。前年度の剰余金が四億ございまして、半分を基金に積んで半分を繰越金で国保特会に計上したということです。それを計上するにあたって手当てするところは保険給付費にのみ計上しました。実際に本当に必要かどうかというと、二億四千万円の補正はする必要はなかったともいえます。当初予算ベースでみますと自然増分をこういう形で四・五パーセント伸ばして来年度見ている。決算ベースでの実績を見ながら次の当初予算を組んでいくときにどうしても時期がずれますのでそこはわかりにくいかなと思います。ですから今年度伸びている分を反映して来年度予算の保険給付費を計上しています。それが決算ベースでは五・六パーセント、予算ベースでみますと昨年は二・五パーセント、今年度は四・五パーセントになっているということですので理解頂きたいと思います。

委員

二十六年年度の予算には関係ありませんが、二十五年度の補正で繰越金の計上がなかったと仮定した場合は、その不足額を特別繰り入れから充当せざるをえないということですか。

事務局（副主幹）

繰越金は当初予算計上できませんので、不足分は繰入金等での財源確保が必要です。二十四年度の決算では四億五千万円ほど剰余金が生じているので、これが基金と繰越金に配分されています。今年も四・五億円と見込んでいます。

委員

二十五年度の財政状況の好転、これだけの財源が出てきたら二十六年繰入金一億五千万円、これは一般会計も苦しいでしょうから出さなくても剰余金で対応できるのではないかと気もするんですが、実際に二十五年度に見込み通りに剰余金が出たとする場合に一般会計からの繰入金はしない方向なのか、このまま繰り入れていくのか、今の時点ではどのようなお考えでしょうか。

事務局（市民課長）

いわゆる剰余金でございますが、現在五年間の財政健全化計画を定

めています。その中で赤字で不足する部分につきましては一般会計から特別繰り入れを行いまして剰余金を出す。剰余金が出たものにつきましては基金に積み立てをして安定した運営をしていく。現段階ではその計画に基づいてすすめていく。そのように考えています。

委員

剰余金がある程度出ても積立で処理する、そして将来に備えるとの考え方ですね。それともう一つですが、二十三年度見直しで作った国保健全化計画が二十六年で終了になると思います。財政状況が好転している中で、計画終了後、二十六年の見直し計画について何か考えはありますか。

事務局（市民課長）

一十六年度で五年間の財政健全化計画が終了します。しかしながら、市長の挨拶にありました平成二十九年に国保の保険者が都道府県になることを含めまして、二十六年で計画は終了しますが、二十七年から二十九年度までの三年間につきまして財政推計を行っていく必要がありますので、二十六年中に着手していく形で考えています。

（委員挙手）

委員

財政調整基金の考え方について、教えていただきたい。二十五年は剰余金を保険給付費に上乘せして補正予算を組んだとの事ですが、予算を通して基金に積立てる方法はとれないか。その方法が純粋な予算の組み方ではないか。また、財政調整基金の残高はどれくらいが適正な規模か教えてほしい。

事務局（市民課長）

基金の残高については国からの通知にある保険給付費等の5%以上が適当でありまして本市の場合、二億五千万円程度になろうかと思えます。

事務局（副主幹）

会計上基金積立の計上はできません。保険給付費の予算を確保したうえで、結果として剰余金で積み立てているという手法をとってきているものです。

議長（会長）

ほかにはどうでしょうか。

議長（会長）

では私からよろしいでしょうか。二十五年度の決算見込みで歳入のほうで国保税が今回増額となったのはどういう要因でしょうか。

事務局（税務課長）

決算見通しで上がっているのは、今現在、調定もかなり伸びていること、一番大きな要因は収納率が前年同月比で現年で一・一四パーセント、滞繰で〇・四一パーセント、全体で一・七一パーセントの伸びで、このような伸びがでていると思います。

議長（会長）

ほかにはどうでしょうか

（委員挙手）

委員

税務課は収納率の向上に大変努力されているようです。収納率も年々上げられていて今後も滞繰処分とか大変だと思えますが、なお一層の徴収率向上に努力していただきたいと思えます。

議長（会長）

ではそのようをお願いいたします。ほかにはどうでしょうか

（委員挙手）

委員

第三者行為の関係ですが、二十五年度の発生件数と金額、解決した件数と金額を教えてください。

事務局（市民課長）

今そちらの資料がございませんので後程お答えさせていただくという事でよろしく申し上げます。

委員

それと第三者行為について解決させる方法、市民課の国保担当と損害保険会社でやっているのか、第三者に委託しているのか、処理方法について教えてほしい。

事務局（市民課長）

第三者行為については国保連合会に全権委託して実施しています。

委員

市で解決するのはなかなか難しいか。

事務局（副主幹）

第三者行為はほとんど交通事故で、国保連合会で受託しておりますので委託しています。

委員

困難な事例は国保連に委託するのはわかりますが最初から委託というのはどういうものかなど。

事務局（市民課長）

窓口で交通事故の相談が非常に多い、そのなかで交通事故については専門的な部分が多いので現段階では国保連合会に求償事務を全件委託することも必要かと考えています。

議長（会長）

他にございますか。ないようでしたらお諮りいたします。諮問事項「平成二十六年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算案について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（会長）

「ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。これより採決に入ります。「平成二十六年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算案について」承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（会長）

挙手全員賛成であります。よって、諮問事項「平成二十六年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算案について」は、原案のとおり承認されました。

議長（会長）

次に「その他ア」に入らせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局（副主幹）

ではその他の資料アについてご説明いたします。

（資料の説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

（市民課長挙手）

事務局（市民課長）

先ほど委員からご質問のありました第三者行為について二十四年度の決算ベースの数字がございますのでご報告させていただきます。予算書では歳入の諸収入に入ってくるもので、こちらには保険税の延滞金や交通事故等の第三者納付金、社保加入で国保資格喪失後に受診してしまった場合の不当利得の返還金などがございますが、千百四十七

万五千円、そのうちの第三者納付金は十三件、三百十三万二千八百三十三円でございます。

議長（会長）

委員よろしいですか。では次に進めさせていただきます。その他イ「ジェネリック医薬品差額通知について」事務局の説明を求めます。

事務局（副主幹）

ではその他イ「ジェネリック医薬品差額通知について」ご説明いたします。

（資料の説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

議長（会長）

ないようですので、次に進めさせていただきます。その他ウ「柔道整復師の施術に対する調査について」事務局の説明を求めます。

事務局（副主幹）

続きましてその他ウ「柔道整復師の施術に対する調査について」ご説明いたします。

（資料の説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

（委員挙手）

委員

レセプトは国保連や支払基金に提出されるものですが、市のどちらにあるのですか。

事務局（副主幹）

今は電子レセプトが基本になっておりまして、連合会の端末が本市で三台配属されていてそちらで閲覧できます。電子入力されていないものでも画像化されて配信されています。完全に紙で来るものにつきましては、レセプトではありませんが、柔道整復師療養費の請求など一部があります。



委員

レセプトは国保連や支払基金で内容をみているのですか。

事務局（副主幹）

そのとおりです。審査のことを説明しますと、連合会に提出された請求は連合会で一次審査として内容を審査しています。その後、支払請求が市に提出され、医療機関に支払います。しかしながら、保険者として二次点検が国からの指導により求められているので、月をまたいだ縦覧などをして二次点検を行っています。

（委員挙手）

委員

ジェネリックの問題ですが、国がジェネリックの使用率を欧米並みに六〇七〇パーセント台まで向上させようとのことだが、現状はどうか。共済組合が一番使っていないという話も耳にする。国保は財政状況の問題から一生懸命やっているようだが、現状四十パーセント台の使用率を欧米並みに向上させられるか。

事務局（副主幹）

ほかの保険者との比較はしておりませんが、医療費が年々高騰しておりますので医療費抑制対策の中心となっております。医療費通知ですとかジェネリック希望カードの配布ですとか必ず毎年やることとなっておりますので、引き続き取り組みさせていただくということご理解いただきたいと思います。

（委員挙手）

委員

柔道整復師の調査について、自署しない、代筆も依頼しない、あるいは部位が違っていた場合どういう処置になりますか。

事務局（副主幹）

国の通知に明記されておりまして、明らかに虚偽の場合は支給しない、支給制限すべきと通知にありますが、今回はそのようなケースはありませんでした。書けないので代筆を依頼したケースは何件かありました。虚偽が仮にあった場合は再調査になります。本人の記憶違い、正確に被保険者が把握しているかという部分もありますので。

委員

支払い拒否の場合、柔道整復師と患者どちらが損するのか。

事務局（副主幹）

保険適用を認めないこととなりますので患者が十割負担となると思

います。

議長（会長）

他に何かご意見ご質問等がありますか。ないようですので、次に進めさせていただきます。次にその他のその他について説明を求めます。

事務局（副主幹）

では資料にそってご説明いたします。

（資料の説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いします。せつかくの機会です。今日、今日の議題に関わらず、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

議長（会長）

他に、ご意見等がないようですので、これで打ち切らせて頂きます。以上をもちまして、本日の議事は、滞りなく終了いたしました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局（副主幹）

向後会長には、スムーズな議事進行、ありがとうございました。それでは以上で会議は終了させて頂きます。ご協力ありがとうございました。

閉会（午後二時三十分）